

令和6年度 田原本町社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人 田原本町社会福祉協議会

令和6年度 田原本町社会福祉協議会事業計画

[I] 基本方針

超高齢社会の進展や人口減少など社会状況の変化とともに、人々の生活様式や価値観の多様化が大きく進んでいく一方、家族や地域におけるつながりや支え合う力の弱化が危惧され、個人や世帯が抱える福祉的課題はより複雑化しています。

社会福祉協議会では、地域住民や関係機関とともに支え合い助け合える地域福祉のネットワークの強化・構築を図りながら、生きづらさを抱えている方々からの相談に丁寧に対応し、新たなつながりが生まれ、深まるような支援の充実に努めます。

令和6年度は、第2期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、「みんなでつむぐ福祉のまち田原本」を基本理念とし、重点項目として位置づけられている「重層的な地域福祉ネットワークの構築」の実現のため、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応すべく、官民協働の福祉のまちづくりの実現を目指します。

“住民と共に歩む社協”として、地域に密着した身近な立場で様々な支援や体制づくりに努めるとともに、世代や分野を超えて人と人、人と資源とがつながることができる「地域共生社会」の実現にむけて、次の諸施策・事業を実施します。

事業の組み立て

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 生活支援事業の推進
- (3) ふれあいセンターの管理運営
- (4) 事務局運営の充実強化
- (5) 専門職の派遣による福祉施策の充実

[II] 重点推進項目 【表記：◇各施策・事業名、〔 〕実施時期等】

(1) 地域福祉活動の推進

誰もが安心・安全な日常生活を送れるよう、身近な生活圏域（自治会～小学校区など）において、住民一人ひとりが福祉への関心と理解を深めながら、世代や分野を超えたつながりや活動が活発に展開される基盤整備を図ります。

● 地域での「支え合い・助け合い」活動の推進

施策・事業	<p>◇重層的な地域福祉ネットワークの構築</p> <p>－重層的支援体制整備事業（町委託事業）－</p> <p>制度の狭間にいる人や自ら SOS を出せない人等の生きづらさを受け止めるために、職員が積極的に地域に出向き、地域住民や町が実施する関連施策と連携しながら、社会的孤立の解消に取り組みます。また、「支援する側・される側」といった従来の関係を超えた住民主体の地域づくりを支援します。</p> <p>・生活支援ニーズ、潜在的課題の把握と共有</p>
-------	---

	<p>地域活動等の中から把握したニーズや潜在化している課題を、地域住民と共有し社会的な課題として捉えなおすことで、住民主体の地域づくりに反映します。</p> <p>◇災害発生時に備えた体制強化</p> <p>町との協定に基づき設置する「災害ボランティアセンター」の立上げ訓練や、運営マニュアルの見直し等を検討します。また町防災計画に基づき、福祉避難所（ふれあいセンター）運営への協力に努めます。</p>
--	---

● 幼児の健全育成と子育て支援

施策・事業	<p>◇ファミリー・サポート・センター事業（町委託事業）</p> <p>子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（援助会員）が会員として登録し、有償で行う住民相互の援助活動として、地域での子育て支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の募集、登録 ・援助活動の調整 ・安心して活動するための講習会や会員交流会の開催
-------	---

(2) 生活支援事業の推進

生活支援事業は、利用者の権利擁護、自己決定支援の視点を中心に据え、地域でお互いに顔の見える支え合い活動の構築に向けた施策・事業を推進します。

相談支援については、住民の生活課題に関わる身近な相談窓口として本人に寄り添い課題解決を図るとともに複雑化した支援ニーズには、ケース検討会議などを開催しながら多機関協働による支援活動を行います。

● 相談支援体制の充実

施策・事業	<p>◇包括的な相談支援体制の強化</p> <p>－重層的支援体制整備事業（町委託事業）－</p> <p>社協が実施する各種相談事業と、多機関との協働・連携体制の構築を図ることで、制度の狭間にいる方や複合的な困り事を抱える世帯等の相談支援に努めます。</p> <p>また、個別の相談支援を行う際には、本人の意向を汲み取ることに重きを置き、共に悩み、共に考えるプロセスを経ることで、本人の自己決定を促しその課題解決を図るとともに、地域で支え合うために必要な関係づくりの構築も視野に入れ、個別支援と地域支援との一体的な展開に努めます。</p> <p>◇フードレスキュー・見守り事業を通したネットワークづくり（町委託事業ほか）</p> <p>町からの委託料を有効に活用することはもとより、企業や団体等の協力を得ることで、一人親家庭や生活困窮者等を対象とした食料・日用品の支援を継続して展開できる仕組みづくりに努めます。また、支援を継続して行うことにより、社協の相談事業の敷居を低く感じていただけるよう、相談しやすい環境づくりにも努めます。</p>
-------	--

● 障がい児・者への社会参加と生活支援

施策・事業	<p>◇権利擁護事業</p> <p>成年後見制度の申立や活用支援、障がい者をはじめ子どもや高齢者への虐待防止・早期発見のための地域支援体制づくり、消費者被害防止のための情報提供、犯罪者の再犯防止に向けた地域や専門職とのつながりづくりなど、権利擁護に必要な活動に取り組みます。</p> <p>◇新 地域活動支援センターの運営（町指定管理期間：令和6年度から令和10年度）</p> <p>※田原本町こどもはぐくみ・交流センターの指定管理者の指定を、特定非営利活動法人子育てすこやかサークルとの共同事業体「てとて」として受け、事業を展開します。</p> <p>障がいを持った人の日中活動の場として創作活動、レクリエーション、軽い運動、利用者同士で語らう場を提供し、交流を深める場としての役割を果たしつつ、社会参加の促進を図りながら専門職が個別相談にも応じることで、安心して利用できる場となるよう心掛けます。子育て支援エリアと共有できる環境を最大限に活かし、障がいの有無にかかわらず住民の皆さんのがいの場、交流の場、社会参加の場となるよう努めます。</p>
-------	---

(3) ふれあいセンターの管理運営〔町指定管理期間：令和6年度から令和8年度〕

ふれあいセンターは、浴場設備・児童館等の機能を持つ、乳幼児から高齢者まですべての町民の皆様が利用できる福祉総合施設です。施設の機能・特徴を最大限に活かし、来館者の声を運営に反映させながら、指定管理者として福祉と経営の視点を大切に、堅実な管理運営と諸事業の充実を図ります。

施策・事業	<p>(児童館事業)</p> <p>◇新 ふれあいママ・パパのワークショップ〔隔月程度〕</p> <p>ママたちの「自分らしく学びたい・体験したい！」というニーズに向け、子育ての知識だけでなく、さまざまな学び・体験ができるワークショップを開催します。スキルを持ったママ・パパが講師としてスキルを共有、活躍するための支援も行います。この事業を通し、ボランティア活動の推進にも寄与します。</p> <p>◇新 できたらいいな「キッズプロジェクト」〔随時〕</p> <p>小学生以上の子どもたちが、「学校ではできない、自分たちだけではできない、けど…やりたい！」を主体的にかたちにしていく活動を支援します。児童館機能として求められている「児童が意見を述べる場」として、子どもの視点や意見が、児童館での活動のみならず、センター運営にも反映できるような支援を目指します。</p>
-------	--

(4) 事務局運営の充実強化

社協の取り組みを多くの人に知ってもらうことができるよう、わかりやすい広報・情報提供の充実を図るとともに、多様な関係者・団体の参加及び協力を得られる「共感が広がる仕組み」の

構築に努めます。

また、地域ニーズに応じた地域福祉施策・事業を着実に推進するための将来展望を描きつつ、事業を振り返りながら計画的な発展及び強化に向けた組織体制づくりを行い、地域福祉活動計画の目標の達成に向け着実に歩みを進めます。

● 事務局運営体制と機能の充実

施策・事業	<p>◇地域福祉活動拠点整備事業 　社協の館が、地域福祉関係者の活動拠点や交流の場となるよう、ボランティアをはじめ人と人が出会い、つながりが生まれるための情報や活動の「見える化」に取り組む等、環境整備に努めます。</p> <p>◇第2期田原本町地域福祉活動計画の普及・啓発及び進捗状況の確認 　地域住民が地域福祉活動計画を身近に感じることができるように、関心や興味に働きかける普及・啓発を行うとともに、計画に基づく施策・事業の実施状況の点検を行います。</p> <p>◇社協の発展・基盤強化 　地域福祉を積極的に推進し、複雑多岐・深刻化する生活課題への取り組みに対応していくための基盤整備として、社協の事業展開や組織体制・職員の資質向上・財政基盤等について中・長期的な目標や指針設定に向けた取り組みを行います。</p>
-------	---

● 広報・情報提供機能の充実

施策・事業	<p>◇広報紙「よろこび」発刊事業〔3回/年〕</p> <p>◇ホームページの運営、SNS(公式LINE、Instagram)の積極的な活用〔随時〕</p> <p>◇全戸配布情報紙への活動記事等の掲載〔4回/年〕</p>
-------	--

(5) 専門職の派遣による福祉施策の充実

町行政等へ福祉関係有資格者の専門職を派遣することにより、安定した福祉サービスの提供に寄与するとともに地域に根差した福祉施策への展開及び活性化を図ります。

施策・事業	<p>◇長寿介護課への派遣 　地域包括支援センターへ派遣することで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を送れるよう、介護・福祉・医療など様々な面から総合的な支援を行うとともに、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の業務を通し、地域包括ケアシステムの構築に寄与します。</p> <p>◇健康福祉課への派遣 　健康福祉課に設置されている福祉の総合相談窓口へ派遣し、複合化した課題にも的確に対応していくための相談支援体制の構築に寄与します。</p>
-------	--

【III】令和6年度主要事業の概要【表記方法：◇各施策・事業名、◆重点推進項目、〔 〕実施時期等】

該当項目等	事業内容
(1) 地域福祉活動の推進	<p>1. 地域での「支え合い・助け合い」活動の促進</p> <p>◆重層的な地域福祉ネットワークの構築－重層的支援体制整備事業（町委託事業）－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ニーズ、潜在的課題の把握と共有 ・支え合いの地域づくり活動の普及啓発 <p>◇介護予防・生活支援サービスの充実（町委託事業）</p> <p>高齢者の介護予防・生活支援の基盤づくりに取り組みます。住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、助け合い・支え合いの地域づくりを推進します。また、日常の地域生活において役割を有し、生きがい・やりがいを發揮できる機会づくりに努めます。</p> <p>◆災害発生時に備えた体制の強化</p>
	<p>2. 福祉教育の充実</p> <p>◇福祉教育推進連絡会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育に関する研修会や意見交換会（町教育委員会担当職員、小・中学校の福祉教育担当教諭） <p>◇学校ボランティア活動や福祉教育への支援（小学校5校、中学校2校、高等学校2校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育に関する体験学習などへの職員派遣 <p>従来から実施している車いす・アイマスク体験等に加え、児童・生徒や先生の興味・関心が広がるようなカリキュラムの支援・調整を行います。</p> <p>また、地域や福祉施設での福祉体験の機会づくりに努め、お互いの違いを認め合うためのきっかけづくりに努めます。</p>
	<p>3. 幼児の健全育成と子育て支援</p> <p>◇幼児教室（町委託事業）〔実施回数：9回/年〕</p> <p>友達とふれあい、共に成長する機会を提供するとともに、保護者が抱える悩みの相談にも応じます。（対象：2歳児とその保護者）</p> <p>◆ファミリー・サポート・センター事業（町委託事業）</p>
	<p>4. 高齢者の見守りと地域づくり</p> <p>◇福祉給食・見守り事業〔実施回数：48回/通年〕</p> <p>一人暮らし高齢者等を対象に調理・配食を通じた見守り活動を実施します。対象者の方の体調や状況の変化に目を配り、必要に応じて関係機関につなげます。</p>
	<p>5. ボランティア活動支援</p> <p>◇ボランティアセンター運営強化（相談・ニーズ調整・情報提供）</p> <p>ボランティア活動の場の情報提供やニーズの発信を積極的に行うとともにコーディネートに努めることでボランティア活動への意欲が湧くような相談機能の充実を図ります。また、NPO法人や企業等とのネットワークづくりを推進し、福祉の分野に限らず、地域課題の解決に向けてお互いの強みを活かせる社会貢献活動への展開を目指します。</p> <p>◇ボランティア団体活動助成</p> <p>自発的な意思に基づくボランティア活動の安定運営に寄与することにより地域に根差しつつ新たなニーズに対応できる活動となるよう、活動費の助成や相談支援などを行います。</p>

		◇レクリエーション物品貸出事業（ふれあいセンターと連携） 住民主体による集いの場等で使用できるゲームや体操用具等の貸し出しを行い、地域での支え合い活動の活性化を支援します。
	6. 福祉を身近に感じる機会づくり	◇助け合い・支え合い活動啓発事業（田原本町共同募金委員会との共催） イベントの開催により家族で楽しみながら自然と福祉に触れる機会を提供し、助け合い・支え合い活動の輪が地域へ広がるように働きかけます。また、職員が各事業の魅力を再確認し、住民に広く知っていただけるように、広報紙、ホームページ、SNS等により情報発信することで、福祉を身近に感じることができる土壌づくりに努めます。
	7. 福祉関係団体活動支援	◇団体事務局〔10団体〕 <ul style="list-style-type: none"> ・田原本町共同募金委員会 ・田原本町老人クラブ連合会 ・田原本町ボランティア連絡協議会 ・田原本町遺族会 ・「英靈にこたえる会」田原本町支部 <ul style="list-style-type: none"> ・田原本町民生児童委員協議会 ・田原本町身体障害者福祉協会 ・田原本町母子寡婦福祉会 ・磯城郡遺族会 ・磯城郡社会福祉協議会 団体事務局として、各団体の円滑な運営を支援するとともに、団体活動を通じて地域福祉の推進に努めます。
	8. 磯城郡地域福祉推進事業	◇磯城郡社会福祉協議会の運営 社会福祉大会の開催、郡域ボランティア団体活動への助成、郡域福祉団体への助成等を郡内社協が協働して行います。
(2) 生活支援事業の推進	1. 相談支援体制の充実	<p>◆包括的な相談支援体制の強化－重層的支援体制整備事業（町委託事業）－</p> <p>◇心配ごと相談事業〔月1回（原則第4木曜日）13:00～16:00〕</p> <p>◇生活福祉資金貸付事業（県社協連携事業）</p> <p>◇緊急小口資金貸付事業（善意銀行への寄附金を原資として実施）</p> <p>◆フードレスキュー・見守り事業を通してネットワークづくり (町の委託事業を軸に共同募金を財源とした食料品、日用品の調達、住民・企業・県社協等による物資提供等により実施)</p> <p>◇日常生活自立支援事業（県社協委託事業） 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など生活に不安を抱えている方に対し、福祉サービスの利用に関することや日常的な金銭管理についての支援を行います。</p> <p>◇障害者等相談支援事業（町委託事業） ・障害者特定相談支援事業　・障害者一般相談支援事業</p>
	2. 障がい児・者への社会参加と生活支援	<p>◇障がい児レクリエーション事業（町委託事業） ボランティアの協力を得て、療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳を所持する年齢18歳以下の人に対象に、社会参加及び参加者の交流活動を実施します。</p> <p>◇ほのぼのサロン&カフェの開催（社福）萌との共同開催 主に精神障がい者を対象に、集いと交流の場を提供し社会参加の促進と、暮らしやすいまちづくりに努めます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン〔毎月1回〕レクリエーション等のグループ活動 ・カフェ〔毎月1回〕個人でも思い思いに過ごせるよう配慮した場の提供。 <p>◆権利擁護事業</p> <p>◆新 地域活動支援センターの運営</p> <p>◇磯城郡地域自立支援協議会への積極的な参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会、生活支援部会、相談支援部会等への参画
3. 福祉用具等 貸出事業	<p>◇福祉用具等（電動ベッド、車椅子、送迎車両）貸出事業</p> <p>既存の制度では利用対象とならない方々への支援と、その安定的な運営を図ります。</p> <p>◇3人乗り自転車貸出事業（町委託事業）</p> <p>子育て世代を支援するため、2人の幼児とともに乗車できる3人乗り自転車を貸与します。</p>
(3) ふれあいセンターの管理運営	<p>1. 住民の憩いの場づくり</p> <p>◇居心地のいい環境づくり</p> <p>館内の環境整備を丁寧に行い、来館者とのコミュニケーションを大切に、心地よく過ごせる環境づくりに努めます。</p> <p>◇浴場運営</p> <p>法令等に基づき設備点検・衛生検査等を実施するとともに、日々の清掃で気持ちよく入浴できる環境を整えます。また、楽しみながら健康増進することを目的としたイベント風呂（ひのき湯・ゆず湯）等を開催します。</p> <p>◇喫茶コーナーの運営（ボランティア協力による運営）</p> <p>ボランティアグループとの連携・協働により運営。自然と世代間交流ができるコミュニティースペースとなるよう努めます。</p>
2. 交流事業	<p>◇世代間交流事業〔随時〕</p> <p>各種事業を、来館者同士・多世代・ボランティア等、さまざまな人たちが交流できる機会としても実施します。内容については、来館者のいろいろなニーズを聞きながら、事業に反映させるよう努めます。</p> <p>◇ふれあいプチフェスタの開催〔年2回〕</p> <p>来館者へ日頃の感謝を伝える機会としてだけでなく、来館したことがない住民が、行ってみようと思えるようなイベントを企画・開催します。</p> <p>◇ボランティア活動の推進〔随時〕</p> <p>既存のボランティア活動者だけでなく、子育て中でキャリアを中断しているママ・パパの経験・スキルを活かせる活動を支援します。それぞれが活躍することで、社会貢献を実感し、経験を重ねていける機会とし、それぞれが持つ長所や強みを最大限に発揮することができるよう支援します。</p>
3. 児童館事業	<p>◇親子のつどい事業「ふれあいきっず」の開催〔月1回程度〕</p> <p>乳幼児・未就園児のママ・パパから聞かれた「家ではできない、体をつかった、集団遊び」のニーズに対し、大広間を活用した遊びを提供し健全な成長と発達の支援を行います。参加者と振返りを行う等、職員だけではなくよりよい事業を参加者と一緒につくる視点で実施します。</p> <p>◇子育て支援事業「ふれあいカフェ」の開催〔隔月程度〕</p> <p>子育て経験を持つボランティアと協働し、カフェを開催することで、子育</p>

	<p>てで感じる不安や悩み（不登校等）を共有し、孤独感が軽減でき、リフレッシュもできる場となるよう努めます。</p> <p>◆新 ふれあいママ・パパのワークショップ〔隔月程度〕</p> <p>◇おはなしひろばの開催〔月1回程度〕</p> <p>未就園児の親子を対象に、読み聞かせボランティアの協力のもと、子どもたちの知的好奇心を刺激しながら、子ども同士・保護者同士も交流できる場として実施します。</p> <p>◇学習支援「てらこや」の実施〔月2回程度〕</p> <p>小学生を対象に、宿題を中心とした学習支援を行います。学習だけでなく、校区を越えた子どもたちの交流の場としても活用します。</p> <p>◆新 できたらいいな「キッズプロジェクト」〔随時〕</p>
4. 高齢者・障がい者支援事業	<p>◆ふれあいフリーイベント「ふれあいふらっと」の開催〔月1-2回程度〕</p> <p>申込不要で、ふらっと気軽に参加できる企画として、手芸や健康・暮らしに役立つ教室を実施します。アンケート等を用い、寄せられた来館者の声を内容に反映させ、開催します。</p> <p>◇気軽に参加できる体を動かす機会の提供〔月2回程度〕</p> <p>健康増進、交流の機会として、体操やスカットボール、「ふれあいふらっと」との合同企画としてのおでかけ行事等、気軽に体を動かすことができる機会を提供します。</p> <p>◇囲碁・将棋の活用</p> <p>趣味を通して自然と交流できる場を提供します。特に交流が少なくなりやすい高齢男性が居場所として利用しやすい環境づくりに取り組みます。</p> <p>◇介助浴室の活用</p> <p>既存の介護・障がいサービスだけでは充足できない入浴ニーズに対し、介助浴室活用に努めます。町内事業所等に介助浴室についての周知を行い、利用促進を図ります。</p> <p>◇障がいを持つ人たちの社会参加の場づくり〔週2回程度〕</p> <p>障がい福祉事業所に対し物品販売の場の提供することで、社会参加に寄与します。</p>
5. センター機能充実のためのニーズ調整及び連携・体制強化	<p>◆ふれあいセンター事業運営委員会の開催〔定例開催月：5月〕</p> <p>◇来館者に対するニーズ調査</p> <p>日頃のコミュニケーションや、ホワイトボード、オンラインのアンケートフォーム等を活用しニーズ調査をします。寄せられた意見はセンター運営に反映させ、来館者の満足度向上に努めます。</p> <p>◇地域ネットワークにおけるセンターの役割確立と連携</p> <p>子育て・障がい・介護の各関係機関と連携を図り、福祉ネットワークの中でセンターの役割を確立できるよう各種会議等に参画します。</p> <p>◇社会福祉協議会との情報共有・連携強化</p> <p>センター・社会福祉協議会で得た地域住民のニーズ・情報等を共有し、よりよい事業実施や、ボランティア活動の場、居場所づくりができるよう努めます。</p>

	6. 情報発信	<p>◇周知活動</p> <p>より多くの方に周知できるようSNS、社協広報紙「よろこび」、情報紙「田原本ダイスキ！」で情報発信するほか、センター紹介のリーフレットを活用、幅広い世代の新規来館者の獲得を目指します。</p>
(4) 事務局運営の充実強化	1. 事務局運営	<p>◇理事会及び評議員会の円滑運営</p> <p>◆地域福祉活動拠点整備事業</p> <p>◆第2期田原本町地域福祉活動計画の普及・啓発及び進捗状況の確認</p> <p>◆社協の発展・基盤強化</p> <p>◇職員のスキルアップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の社会福祉に関する資格等の取得を積極的に支援し、事務局の専門職体制の充実を図ります。 ・研修会等、学びの機会を提供することで職員の資質向上、意欲・能力を引き出す環境の整備に取り組みます。 <p>◇社協賛助会員の拡充</p> <p>◇実習生等の受け入れへの協力</p> <p>社会福祉士などの福祉専門職資格の取得に必要な現場実習の受け入れ先として協力します。</p>
	2. 広報・情報提供機能	<p>◆広報紙「よろこび」発刊事業〔発行予定月：7、10、2月〕</p> <p>社協活動のPRと支え合い地域福祉活動に関する情報発信を行うことで、住民参加の意識を醸成します。また、住民の皆様にとってより分かりやすく、関心を持っていただけるよう、創意工夫に努めます。</p> <p>◆ホームページの運営、SNSの活用</p> <p>見る側の視点に立った、分かりやすく使いやすいホームページになるよう、その管理運営に努めます。また、より多くの年代へ活動のPRができるようSNS等の積極的な活用を図ります。</p> <p>◆全戸配布情報紙への活動記事等の掲載〔4回/年〕</p> <p>全戸配布されている情報紙「田原本ダイスキ！」に社協事業等の紹介記事を掲載することで、より幅広い世代の方に社協を周知し、一人でも多くの人に活動を知っていただけるよう努めるとともに新たなニーズの把握や困りごとの解決に寄与するよう取り組みます。</p>

